

水戸市飲用井戸等の安全確保のための指針

1 目的

この指針は、飲用井戸等の安全の確保を目的として、水戸市安全な飲料水の確保に関する条例（以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、飲用井戸等の設置者が努めるべき飲用井戸等の適正管理の方法及び汚染時における措置等について定める。

2 対象

この指針の対象となる条例第2条第5号に規定する飲用井戸等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人の住宅で使用する井戸
- (2) 地域において50人未満の者が共同で使用する井戸
- (3) 事務所、店舗、工場、学校、旅館、病院、社会福祉施設、図書館、体育館、キャンプ場、公会堂等で常時50人未満の者が利用し、又は使用する井戸

3 水質検査

(1) 給水開始前の水質検査

飲用井戸等の設置者（以下「設置者」という。）は、その井戸の使用を開始するときには、条例施行規則別表に定める全ての項目について検査を行い、その安全性を確認する。

(2) 定期水質検査

ア 設置者は、水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無について常時確認する。

イ 設置者は、次の項目について、1年に1回以上検査する。

- (ア) 一般細菌
- (イ) 大腸菌
- (ウ) 亜硝酸態窒素
- (エ) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (オ) ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）
- (カ) 鉄及びその化合物
- (キ) 塩化物イオン
- (ク) カルシウム、マグネシウム等（硬度）
- (ケ) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- (コ) pH値
- (サ) 味
- (シ) 臭気
- (ス) 色度
- (セ) 濁度

(3) 臨時水質検査

設置者は、その供給する水に異常が認められたとき又は地域の特性や周辺地下水の状況等から判断して、トリクロロエチレン等に代表される有機溶剤や有害物質の検査が必要と認められたときは、必要な項目について検査する。

(4) 水質検査の結果、異常が判明した場合の対応

設置者は、水質検査の結果、水質基準（水質基準に関する省令）に照らし、その供給する水が、人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは、その旨を市に報告するものとする。

(5) 水質検査結果の記録の保存

水質検査の結果は、3年間保存するものとする。

4 条例第 23 条に基づく衛生上の措置、施設の管理及び運営

(1) 設置者は、以下について把握するものとする。

ア 井戸の設置場所、設置年月日、深さ等

イ 井戸の種別（掘り井戸か打ち込み井戸か）、蓋、ポンプ、水槽、配管等の構造

ウ 井戸の工事店及び修理業者

(2) 塩素による消毒は、水質検査の結果、一般細菌又は大腸菌について定められた基準に適合していない場合等において行うものとする。

(3) 井戸の設備について、ポンプ、水槽及び配管の異常の有無、消毒設備・機器等の作動状況について定期的に点検を行うものとする。

(4) 井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるとともに、周囲を常に清潔に保ち、汚染防止策を講ずるものとする。

5 条例第 24 条に基づく給水の緊急停止等

(1) 設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、当該井戸の利用者にその旨を周知するとともに、市に報告するものとする。

(2) 井戸の使用を停止する措置をとった場合は、代替の水を確保するものとする。

(3) 井戸の復旧に必要な措置を講じた後、水質検査を行う等その供給する水の安全を確認した上で、井戸の使用を再開するものとする。

(4) 必要な措置を講じてもその供給する水の安全を確認できないときは、上水道に転換するものとする。

6 情報収集・相談

設置者は、常に井戸の安全確保に係る情報の収集に努め、必要に応じて市に相談するものとする。